

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和3年1月8日（金）午前9時30分～午前10時25分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第35号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第36号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第37号 農用地利用集積計画書（No.151）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

事務局長	<p>明けましておめでとうございます。</p> <p>年頭にあたり，農業委員会代表として，高月会長から挨拶を申し上げます。</p>
議 長	<p>明けましておめでとうございます。コロナ禍の時に感染せず，こうして顔を合わせられることを大変うれしく思います。皆様には感染しない行動をとっていただいて業務の遂行にあたっていただきたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は公務ご多忙の中、山野町長にお越しいただいております。山野町長よりご挨拶を賜りたいと思います。</p>
町 長	<p>明けましておめでとうございます。この時期，色々なイベントの中止が決定されていますが，本日は東京都等での緊急事態宣言発出の初日になっています。岡山県も大変な状況になってきていますが，矢掛町の場合は町民の皆様が感染防止の基本的行動をとっていただいております。今日が迎えられていることに感謝しかありません。今後も三密，不要不急の外出を控える等の行動をとっていただきたいと思います。</p> <p>さて，本日は農業委員会です。町内の農地の1,270haをどう活用するかが課題です。各地域には人・農地プランもあります。委員として，どう関わっていくか。大変なご苦勞もあると思いますが，これから一年の農業委員会の益々のご活躍を祈念します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>また、山縣副町長にもお越しいただいております。</p>
副 町 長	<p>明けましておめでとうございます。コロナ禍でいつもと違った年末年始を迎えられたと思いますが，お元気で新春を迎えられたことをうれしく思います。どうぞ今年もよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>町長・副町長は、他の公務がありますので、ここで退席されます。</p> <p>(町長・副町長 退室)</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から令和2年度第11回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆</p>

	<p>様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。</p>
議長	<p>本日は、委員全員が出席です。</p> <p>過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 妹尾委員と、4番 竹内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第 <u>34</u> 号から議案第 <u>37</u> 号の <u>4</u> 議案です。</p> <p>なお、議案第34号の事案番号31番につきましては、令和3年1月5日に取下書が提出されましたので、本日の議案の審議から除外します。</p>
議長	<p>議案第 <u>34</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u> 件議題とします。事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>30</u> 番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p>
1番委員	<p style="color: green;">申請地は譲受人が耕作をしており、譲受人及び譲渡人はそれぞれの親の代で登記の変更もできていると思っていました。しかし、登記の変更ができておりませんでした。今回、所有権の移転をされます。譲受人はまだ若く、今後も耕作されると思いますので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>30</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、事案番号 <u>30</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	事案番号 <u>32</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲受人と譲渡人とで合意しております。譲受人は適正に管理できると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>32</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>32</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>33</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>33</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>33</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>34</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲受人と譲渡人で合意しております。申請地は譲受人の自宅のすぐ前で、適正に管理できるものと思いますので、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>34</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>34</u> 番につきましては、

<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>許可と決定します。</p> <p>事案番号 <u>35</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人で合意しており、申請地は譲受人の自宅の前です。譲受人は適切に管理できるものと思いますので、問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>35</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>35</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>6</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号7番から10番は、農振農用地です。事案番号11番及び12番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>7</u> 番及び <u>8</u> 番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p>	<p>(午前10時2分 守屋委員 退席)</p> <p>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> <p>現地を確認いたしました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺の農地への影響等、問題はないと思います。</p>

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>8</u> 番から <u>10</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地確認いたしました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺の農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>8</u> 番から <u>10</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>8</u> 番から <u>10</u> 番につきましては、許可と決定します。
	(午前10時5分 守屋委員 着席)
議 長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	これは以前から転用されていたようです。始末書を提出されています。相続登記もしています。排水等については周辺への影響はありませんので、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	写真を参照してください。道が狭く、車での出入りが難しかったため、拡幅したということです。始末書を提出されています。排水等の問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>36</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号 10 番は、申請農地から 300 m 以内に鉄道の駅が存在するため、第 3 種農地としています。事案番号 11 番及び 12 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	始末書にもあったように、遺言のとおり、宗教法人役員である譲受人に寄付されるということです。申請地はきれいに整地されていて、排水等も問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

1 番委員	譲受人は譲渡人の娘さんで現在は倉敷市の方へ住まれています。今回土地を譲り受けられて家を建築されるということです。新築される家は平屋と聞いています。周辺農地への影響はないと思います。下水道も完備されていますし、排水についても西側に水路があり、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	申請地は国道沿いです。譲渡人は草刈等、管理をされてきました。しかし管理が難しくなり、申請地を有効活用したい譲受人との間で合意しました。現地を確認しました。排水や周辺農地への影響はありませんので、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>37</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 151) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>議案第37号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>

議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第37号について、計画書どおり決定します。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、現地確認を行いました。問題ないと思います。
山田地区 推進委員	事案番号2番ですが、関連する4条・5条の申請も併せてされています。問題ない と思います。
川面地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題はありません。
中川地区 推進委員	事案番号4番について、現地確認を行いました。問題はありません。
議 長	(2) 農地改良届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、現地確認を行いました。問題ないと思います。
議 長	(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
中川地区 推進委員	事案番号1番, 4番について、確認しました。問題はありません。

三谷地区 推進委員	事案番号2番, 3番, 5番について, 確認しました。問題ないと思います。
議 長	<p>(4) 農地転用の完了報告書について 地元農業委員の確認報告をお願いします。</p>
3番委員	現地の確認を行いました。申請どおり, 露天駐車場として使用されていました。
議 長	<p>以上で, 今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして, 本日の農業委員会総会を終了します。</p>